

本部港（本部地区）港湾区域の利用に関する行政指導指針

（令和6年4月1日制定）

第1 目的

この指針は、本部港（本部地区）港湾区域の水域利用者に対し、港湾管理者である沖縄県（以下、「県」という。）が行政指導を行おうとするときに、これらの行政指導に共通してその内容となるべき水域利用に係る必要な事項を定めることにより、港湾の適正な運営に資することを目的とする。

第2 定義

この指針において使用する用語は、港湾法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義には、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）クルーズ船 乗客に船旅を提供するための旅客船をいう。
- （2）水域利用者 付図で示した赤実線から陸域に向けて囲まれた水域及び海岸線（波打ち際）の範囲（以下、「付図で示した範囲」という。）において、海水浴、ダイビング、釣り等をし、又はサップ、ドラゴンボート、水上バイク、プレジャーボート等を利用している者をいう。

第3 水域利用者の責務

水域利用者は、安全な水域利用に努めるとともに、次の各号に掲げることに努めなければならない。

- （1）第5項に規定する退避予定時間に付図で示した範囲での水域利用を止め、当該範囲から自主的に退避すること
- （2）次項による指導に従うこと

第4 水域利用者に対する指導

県は、本部港（本部地区）において、クルーズ船の入出港時における推進装置（スラスト等）の使用に伴う放出流、吸入流により、水域利用に影響が懸念されていることから、水域利用者の安全を確保するために必要があると認めるときは、水域利用者に対し、付図で示した範囲から退避するよう指導するものとする。

第5 退避予定時間

前項に基づき退避を指導する場合の退避予定時間は、次のとおりとする。ただし、気象状況などにより予定時間の変更があり得るものとする。

- (1) クルーズ船の入港（着岸時） 着岸予定時刻 30 分前から着岸完了まで
- (2) クルーズ船の出港（離岸時） 離岸予定時刻 10 分前から沖防波堤通過後まで

第6 指導の方法

指導は、県職員（港湾課、北部土木事務所）、県から本部港（本部地区）の管理に係る事務処理を移譲された本部町の職員（本部港管理事務所職員）及びそれらの行政機関から警備委託を受けた事業者（クルーズ船社が配備する警戒船（以下、「警戒船」という。）の乗員も含む。）により、口頭で行うことを基本とする。

第7 水域利用者への周知方法等

県は、次の各号に掲げる退避に係る周知などを図るものとする。

- (1) 県やマリンレジャー関係団体等のホームページでの事前周知
- (2) 周知看板の設置
- (3) 陸上放送施設による呼びかけ
- (4) 巡回員や警戒船による退避の確認

第8 クルーズ船社に求める安全対策

県は、「本部港（本部地区）大型クルーズ船入出港要領」に、次の各号に掲げるクルーズ船社に求める安全対策を定めることとし、クルーズ船社はそれを遵守するものとする。

- (1) 安全な操船に支障のない範囲でできる限り推進装置の出力を抑えること
- (2) 水域利用者の動向に十分注意すること
- (3) 警戒船を1隻配備すること

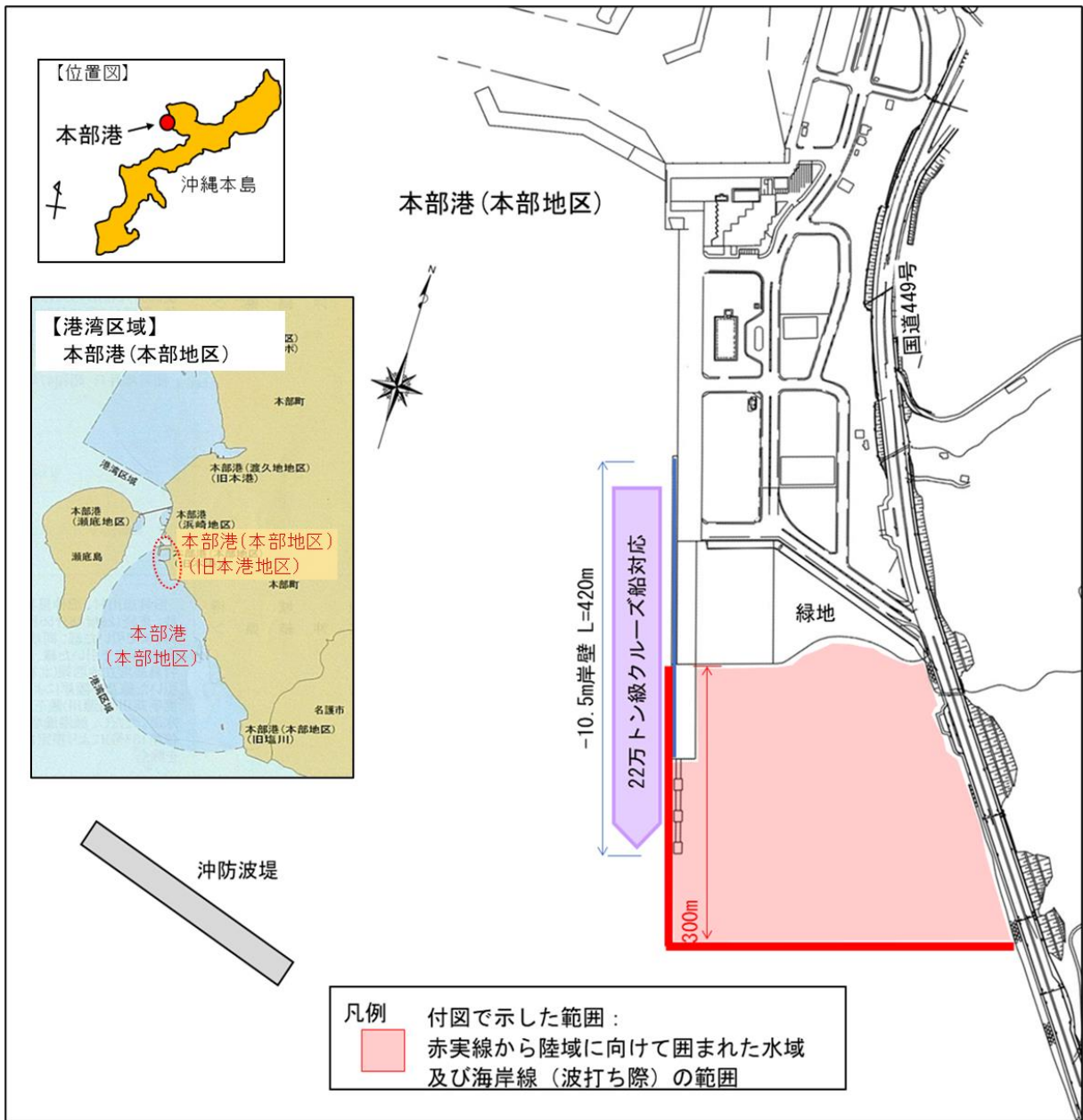
第9 その他

県は、この指針に規定されている項目以外にも、港湾の適正な運営を図るために必要であると認められる項目に対して、行政指導を行うことができる。

附則

この行政指導指針は、令和6年4月1日から施行する。

(付図)



(関係条例)

沖縄県行政手続条例

(複数の者を対象とする行政指導)

第34条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、県の機関は、あらかじめ、事案に応じ、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。